

墨田区消費者ニュース

貸金業法が大きく変わります！

あなたは大丈夫ですか？



貸金業法：消費者金融などの貸金業者に関する規制等を定めた法律です。

多重債務問題の解決を図ること等を目的として、平成18年の改正法が成立し、段階的に施行されており、**平成22年6月18日**に、完全に施行されます。

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、ここが変わります！

過剰貸付の抑制

○過剰な貸付けを抑制するために、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」を導入します。

□借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。

□借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

(ポイント①)

☆総量規制は、貸金業者から個人が借入れを行う場合に適用されます。

☆貸金業者とは、例えば、消費者金融・クレジット会社を指します。

☆銀行のカードローンなど、貸金業者以外からの借入れは対象外です。

☆クレジットカードによる商品購入（ショッピング枠）は貸金業法の対象外です。

☆法人名義での借入は対象外です。

(ポイント②)

☆住宅ローン、自動車ローンについては、総量規制の対象外です。例えば、住宅ローンの借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新規の借入れは可能です。

金利体系の適正化

○今までの出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15%~20%)を上限金利とします。

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！

————— 相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内します。 —————

すみだ消費者センター 03-5608-1773

金融庁・金融サービス利用者相談室 0570-016-811

法テラス・コールセンター 0570-078-374

通信販売の返品特約をご存じですか？

—事前に必ず確認しましょう—

相談事例

事例① インターネットショッピングでジャケットを購入しました。昨日、購入品が届きましたが、自分のイメージと異なっていました。ショップに返品したいと申し出ましたが、できないと断られてしまいました。クーリング・オフはできないのでしょうか。



事例② テレビショッピングで枕を購入しました。3日前に届き使用してみたら、枕の高さが高すぎて自分には合いませんでした。返したいとショップに申し出ましたが、使用品は返品できないと言われました。納得できません。

アドバイス

カタログ、新聞や雑誌などの広告、折込チラシ、ダイレクトメール、テレビ、ラジオ、インターネットなどを見て、契約することを「通信販売」と言います。

事例① 通信販売では、訪問販売などのような不意打ち性はないので、無条件で契約を解除できるクーリング・オフ制度はありません。

事例② 通信販売では、返品できるかできないのか、どのような場合に返品ができるか（返品できる期間、未使用などの条件、返品にかかる送料などの費用負担など）を広告に記載することになっています。

→もし、広告に返品についての記載がまったくなければ、原則として商品を受け取ってから8日間は送料を購入者が負担して、返品できることになっています。

トラブルを防ぐためには、申し込み前に返品特約の有無や条件を必ず確認しましょう。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日

(土曜日は電話相談のみ受付。日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

